

名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例（平成21年3月31日条例第6号）

最終改正:

改正内容:平成21年3月31日条例第6号〔平成22年4月1日〕

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、名張市青少年センターの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 青少年の健全育成及び文化振興を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、名張市青少年センター（以下「センター」という。）を名張市松崎町1325番地1に設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第23号）の定めるところにより、市長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）センターの利用の許可に関すること。
- （2）センターの施設及び設備器具の維持管理に関すること。
- （3）その他市長が別に定める業務

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は施設の一部を休止することができる。

- （1）月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

（利用時間）

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、ホール又は舞台以外の施設のみを利用する場合は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第7条 センターの施設及び設備器具を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可を受けた時間を超えて利用しようとする場合は、施設の利用について支障がない限り、1時間を限度として認めることができる。

（利用許可の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- （1）公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）施設又は設備器具を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- （4）施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- （5）その他指定管理者がその利用を不適当と認めるとき。

（目的外利用等の禁止）

第9条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の停止を命じることができる。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- （3）利用の許可の条件に違反したとき。
- （4）暴力団の利益になると認められるとき。
- （5）災害その他事故により利用ができなくなったとき。
- （6）公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- （7）その他指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定によって利用者が受ける損害に対して、市及び指定管理者はその責めを負わない。

（利用料金）

第11条 センターの利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 利用者は、利用許可を受けたときは、第1項の利用料金を納めなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用後に納めることができる。

（利用料金の収入）

第12条 前条第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の還付等）

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1）利用者が利用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。
- （2）第10条第1項第5号、第6号又は第7号に該当したとき。

2 第11条第3項ただし書の場合において、利用者が利用許可の取消しを申請したときは、利用料金の全部又は一部を納めるものとする。

（特別の設備等の承認）

第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用を取り消されたときは、直ちにその施設又は設備器具を原状に復さなければならない。

（損害賠償の義務）

第16条 利用者は、施設又は設備器具を損傷し、若しくは滅失し、又は原状回復の義務を怠ったときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第11条第2項及び第12条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から前項ただし書に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第5条ただし書及び第6条第2項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」と、第7条、第8条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条第1項中「別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額」とあるのは「別表第1及び別表第2に定める額」と、第11条第3項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条第1項第1号及び第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(経過措置)

- 3 解散前の財団法人名張市社会教育振興会(当該法人の清算法人を含む。)の規定によりなされた施設の使用許可、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた施設の利用許可、手続きその他の行為とみなす。

別表第1（第11条関係）

施設名		施設の利用料金			
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	全日
ホール	平 日	8,000円	12,000円	18,000円	35,000円
	土・日・休日	12,000円	15,000円	23,000円	46,000円
舞台のみ利用	平 日	4,000円	6,000円	9,000円	18,000円
	土・日・休日	6,000円	7,500円	11,500円	23,000円
研修室	平 日	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
	土・日・休日	1,500円	1,500円	2,000円	5,000円
楽屋(1)	平 日	400円	600円	1,000円	2,000円
	土・日・休日	600円	800円	1,000円	2,400円
和室	平 日	500円	1,000円	2,000円	3,500円
	土・日・休日	800円	1,000円	2,000円	3,800円
リハーサル室	平 日	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
	土・日・休日	1,500円	1,500円	2,000円	5,000円
楽屋(3)	平 日	2,000円	2,500円	3,500円	8,000円
	土・日・休日	2,500円	2,500円	3,500円	8,500円
音楽練習室	平 日	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
	土・日・休日	1,500円	1,500円	2,000円	5,000円
各施設の冷暖房料金は、30分を単位とし実費相当額とする。この場合において、30分に満たない端数は、切り捨てるものとする。					

- 備考
- 1 表の時間区分における時間(以下「基本利用時間」という。)に対する利用料金又は2つの基本利用時間を続けて利用する場合は、それに対応した利用料金を合算したものを基本利用料金という。
 - 2 営利目的で利用する場合において、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合は、基本利用料金の2倍とし、入場料等を徴収する場合は基本利用料金の3倍とする。
 - 3 営利目的以外で利用する場合において入場料等を徴収する場合は、次の金額を加算する。

入場者1人当たりの徴収額の最高額	加算額
入場料等の額が 1,001円以上3,000円以下の場合	基本利用料金×0.2
入場料等の額が 3,001円以上5,000円以下の場合	基本利用料金×0.3
入場料等の額が 5,001円以上の場合	基本利用料金×0.5

- 4 第7条第3項における利用許可を受けた時間を超えた場合の超過利用料金は、基本利用料金の2割とし、営利目的に利用する場合は、営利目的利用の利用料金の2割とし、又は営利目的以外で入場料等を徴収する場合は、加算された後の利用料金の2割とする。
- 5 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する名張市内の学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する名張市内の保育所が主催する催物に利用する場合の施設利用料金は半額とする。
- 6 基本利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

別表第2（第11条関係）

設備器具の利用料金

照明設備			音響設備		
区分	利用料金	セット内容	区分	利用料金	セット内容
A	7,000円	ボーダーライト(8回路) スポットライト 1Kw(8台) シーリングライト(20台) フロントサイドライト(12台)	A	2,000円	拡声装置 プロセニアムスピーカー サイドスピーカー マイク(2本) モニタースピーカー1セット(2台)
B	13,000円	ボーダーライト(8回路) スポットライト1Kw(8台) シーリングライト(20台) フロントサイドライト(24台) アッパーホリゾンライト1列(4色) ローアホリゾンライト1列(4色)	B	5,000円	拡声装置 プロセニアムスピーカー サイドスピーカー マイク(6本) モニタースピーカー1セット(2台) エコーマシン(1台)
C	16,000円	Bセットのほか フットライト(4回路) サスペンションライト(20台)			カセットデッキ CDプレーヤー MDプレーヤー } いずれか1台

舞台用設備・器具			照明器具			音響器具		
音響反射板	1式	2,000円	スポットライト1.5kw	1台	400円	マイク	1本	700円
オーケストラピット	1式	2,000円	スポットライト1kw	1台	300円	ワイヤレスマイク	1台	1,000円
指揮台	1台	100円	スポットライト0.5kw	1台	200円	三点吊マイク	1式	1,000円
指揮者用譜面台	1台	100円	ボーダーライト	1回路	300円	ステージスピーカー	1式	1,000円
演奏者用譜面台	1台	50円	フットライト	1回路	300円	モニタースピーカー	1式	500円
椅子	1脚	30円	ローアホリゾンライト	1列	1,000円	エコーマシン	1台	500円
机	1台	100円	ピンスポット(1kw)	1台	1,500円	カセットデッキ	1台	700円
演台(花台を含む)	1台	500円	エフェクトマシン	1台	1,500円	CDプレーヤー	1台	700円
司会台	1台	300円	ドラムマシン	1台	500円	MDプレーヤー	1台	700円
ホワイトボード	1台	200円	ITO(カッターライト)	1台	1,000円	レコードプレーヤー	1台	500円
黒板	1台	200円	ストロボライト	1台	1,000円	マルチボックス8ch	1台	300円
平台	1枚	150円	波マシン	1台	500円	マルチケーブル	1台	200円
所作台	1式	3,000円	虹マシン	1台	500円			
仮設花道	1式	2,000円	ミラーボール	1台	200円			
能舞台	1式	5,000円	ストリップライト	1台	200円			
松羽目	1式	1,000円	移動用手元ライト100w	1台	100円			
竹羽目	1式	1,000円	ドライアイスマシン	1台	1,500円			
金屏風	1双	1,500円	フォグマシン	1台	1,500円			
緋毛せん	1枚	200円	フォグマシン液	1cm	250円			
長座ぶとん	1枚	100円				その他の設備器具		
上敷	1枚	100円						
紅白幕	1枚	1,000円	ピアノ(調律別)			扇風機	1台	300円
浅黄幕	1枚	1,000円				映写機(スクリーン共)	1式	5,000円
地がすり	1枚	1,000円	ホール:スタインウェイ	1台	10,000円	スクリーンのみ	1式	2,000円
紗幕	1枚	1,000円	ホール:ヤマハCF	1台	3,000円	シャワー室	1室	1,000円
めくり台	1台	100円	練習室:ヤマハUX	1台	1,000円	持込器具利用電力	1kw	100円

備考

1 設備器具の利用料金は、基本利用時間(全日を除く。)の料金とする。ただし、ピアノの利用料金は1日の料金とする。

2 全日利用の場合の設備器具の利用料金は、表の料金の3倍とする。

3 照明器具欄の「フォグマシン液」の単位であるcmは専用容器での長さで、1cm当たり約50ccである。

最終改正:

改正内容:平成21年3月31日規則第9号〔平成22年4月1日〕

(趣旨)		
第1条 この規則は、名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第6号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。		
(指定管理者が雇用した事務員等)		
第2条 名張市青少年センター(以下「センター」という。)に次の指定管理者が雇用した事務員等を置く。		
(1) センター長		
(2) その他事務員		
(利用の申請等)		
第3条 条例第7条第1項の規定によりセンターの施設を利用しようとする者は、名張市青少年センター施設利用許可申請書(様式第1号。以下「施設利用許可申請書」という。)を、設備器具を利用しようとする者は、名張市青少年センター設備器具利用許可申請書(様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。		
(利用の許可)		
第4条 指定管理者は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは名張市青少年センター施設利用許可書(様式第3号。以下「施設利用許可書」という。)又は名張市青少年センター設備器具利用許可書(様式第4号)を申請者に交付し、不適当と認めるときは、許可しない旨を通知する。		
(利用の変更及び許可の取消し)		
第5条 施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、名張市青少年センター施設利用変更・取消申請書(様式第5号)に施設利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。		
2 指定管理者は、前項の申請書によりその内容を審査し、適当と認めるときは、名張市青少年センター施設利用変更・取消許可書(様式第6号)を交付し、不適当と認めるときは、許可しない旨を通知する。		
(遵守事項)		
第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。		
(1) 利用許可を受けた目的を変更し、又は付された条件に違反しないこと。		
(2) 入場人員は、収容定員を超えないこと。		
(3) 入場者の秩序保全及び事故防止のため、施設利用許可申請書に記載の責任者及び係員を所定の場所に配置すること。		
(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		
(5) 所定の場所以外にポスターの掲示及びはり紙をしようとするときは、センターの事務員等の指示に従うこと。		
(6) 施設及び設備器具に釘打ちをしないこと。		
(7) 許可を受けた施設及び設備器具以外の使用をしないこと。		
(8) ホール又は舞台のみの利用者は、利用日の2週間前までにプログラム等舞台進行に関する資料を持参し、舞台装置、音響、照明等必要な事項についてセンターの係員と打合せをすること。		
(9) 入場者に次項各号に掲げる事項を周知し、及び守らせること。		
(10) 許可を受けないで施設内及び敷地内で物品の販売、飲食物の供与、募金等の行為をしないこと。		
(11) 利用を終えるときは、火気の始末を確認し、施設の清掃及び設備器具の整理を行い、並びに係員の点検を受けること。		
(12) その他センターの事務員等の指示に従うこと。		
2 入場者は、次の事項を守らなければならない。		
(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		
(2) 施設内に危険物及び人の迷惑となるような物品を持ち込まないこと。		
(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。		
(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。		
(5) その他センターの事務員等及び主催者の指示に従うこと。		
(利用料金の還付等)		
第7条 条例第13条第1項第1号に規定する利用料金の還付は、当該利用料金に次に定める割合を乗じて得た額とする。		
ホールの利用、舞台のみの利用、ホール及び他の施設の同時利用又は舞台及び他の施設の同時利用の場合	利用日前180日までに取消申請のあった場合	100分の80
	利用日前90日までに取消申請のあった場合	100分の70
	利用日前30日までに取消申請のあった場合	100分の50
ホール及び舞台以外の施設の単独利用の場合	利用日前20日までに取消申請のあった場合	100分の80
	利用日までに取消申請のあった場合	100分の50
2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、名張市青少年センター利用料金還付申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。		
3 指定管理者は、前項による申請を決定したときは、名張市青少年センター利用料金還付決定通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。		
4 条例第13条第2項に規定する利用料金の納付は、当該利用料金に次に定める割合を乗じて得た額とする。		
ホールの利用、舞台のみの利用、ホ	利用日前180日までに取消申請のあった場合	100分の20

ホール及び他の施設の同時利用又は舞台及び他の施設の同時利用の場合	利用日前90日までに取消申請のあった場合	100分の30
	利用日前30日までに取消申請のあった場合	100分の50
	利用日までに取消申請のあった場合	100分の100
ホール及び舞台以外の施設の単独利用の場合	利用日前20日までに取消申請のあった場合	100分の20
	利用日までに取消申請のあった場合	100分の50

（特別の設備等）

第8条 利用者が施設等を使用するために特別の設備又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、事前にセンターの係員と打合せをし、指定管理者の承認を受けなければならない。

（賠償）

第9条 利用者は、使用により施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに指定管理者及び市長に報告しなければならない。

2 指定管理者は、第6条第1項第11号の点検により、損傷又は滅失を発見したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による報告を受けた損害について賠償の方法及びその賠償額を決定し、期日を指定して利用者に賠償させるものとする。

4 利用者は、第6条第1項第11号の点検をしなかったことを理由として賠償を拒むことができない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から前項ただし書に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第2条（見出しを含む。）中「指定管理者が雇用した事務員等」とあるのは「職員」と、「その他事務員」とあるのは「その他職員」と、第3条、第4条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「事務員等」とあるのは「職員」と、第7条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「指定管理者及び市長」とあるのは「市長」と、同条第3項中「前2項の報告を受けた」とあるのは「第1項の報告を受けたとき及び第6条第1項第11号の点検により発見した」と、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号及び様式第6号中「指定管理者」とあるのは「名張市長」と、様式第7号及び様式第8号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「名張市長」とする。

名張市青少年センター施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様
〒 -

申 請 者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号 () -

下記の施設について、利用の許可を受けたいので申請します。

《利用施設》

利用年月日	年 月 日 (曜日)							
施設名 時間区分	ホール	舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサ ル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
9:00～12:00								
13:00～17:00								
18:00～22:00								
全 日								

備考 利用する施設名及び時間区分のあてはまるところに○印をつけてください。

《行事实施内容》

行 事 名										
日 程	1 回目	開 場	時	分	開 演	時	分	公演終了	時	分
	2 回目	開 場	時	分	開 演	時	分	公演終了	時	分
	3 回目	開 場	時	分	開 演	時	分	公演終了	時	分
入 場 料 等	有	前 売	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他			
			円	円	円	円	円			
	無	当 日	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他			
			円	円	円	円	円			
主催者名		※申請者以外に共催者がいる場合はすべて記入								
問い合わせ先		(氏名)				(電話番号)				
当日入場予定人数		1 回目	人	2 回目	人	3 回目	人	合計	人	
イベント情報掲載		□希望します (催物案内・ホームページ)						□希望しません		

《行事实施の組織表》

業 務 区 分		責 任 者 名	配置人員	担 当 業 務 の 内 容
行 事 運 営	総 括 本 部		人	各担当員の配備、指揮監督 出演者、来賓等の応接
	舞台準備進行		人	設営準備、進行、後片づけ、清掃
	楽屋(出演者)		人	出演者の整理、受付、応接、案内
	受 付 案 内		人	入場者の応対、受付、整理、案内
安全対策	館 内 警 備		人	ホール内での飲食・喫煙・危険行為等の 防止、非常時の避難誘導
	駐 車 場 誘 導		人	一般来館者、関係者の駐車整理 (ガードマンの配備)
	館 外 整 理		人	来館者の館外整理 (入退場)

ホールの設備	品名	単位	数量	ホールの設備	品名	単位	数量	ホールの設備	品名	単位	数量
黒板	板	台		ストロボライト	台			マルチボックス8ch	台		
平	台	枚		波 マ シ ン	台			マルチケーブル	台		
所作	台	1式		虹 マ シ ン	台						
仮設花道		1式		ミラーボール	台						
能舞	台	1式		ストリップライト	台						
松羽目		1式		移動用平元ライト100w	台						
竹羽目		1式		ドライアイスマシン	台						
金屏風	双			フォグマシン	台						
緋毛せん	枚			フォグマシン液	cm						
長座ぶとん	枚							その他の設備器具			
上敷	枚										
紅白幕	枚			ピアノ（調律別）				扇風機	台		
浅黄幕	枚							映写機(スクリーン共)	1式		
地がすり	枚			ホール: スタインウェイ	1台			スクリーンのみ	1式		
紗幕	枚			ホール: ヤマハCF	1台			シャワー室	1室		
めくり台	台			練習室: ヤマハJX	1台			持込器具利用電力	kw		

備考

- 1 時間区分欄には、利用時間が9時～12時は「ア」と、13時～17時は「イ」と、18時～22時は「ウ」と、全日は「全」と記入してください。
- 2 数量欄には、利用数量を記入してください。
- 3 照明器具欄の「フォグマシン液」の単位であるcmは専用容器での長さで、1cm当たり約50ccです。

名張市青少年センター設備器具利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様
〒 -

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号 () -

別紙の設備器具について、利用の許可を受けたいので申請します。

利用年月日	年 月 日 (曜日)
行事名	
利用設備器具	設備器具の利用明細(別紙)のとおり

別紙

設 備 器 具 の 利 用 明 細

照 明 設 備			音 響 設 備		
区分	時間区分	セット内容	区分	時間区分	セット内容
A		ボーダーライト(8回路) スポットライト 1Kw (8台) シーリングライト(20台) フロントサイドライト(12台)	A		拡声装置 プロセニアムスピーカー サイドスピーカー マイク(2本) モニタースピーカー1セット (2台)
B		ボーダーライト(8回路) スポットライト1Kw (8台) シーリングライト(20台) フロントサイドライト(24台) アッパーホリゾンライト1列 (4色) ロアーホリゾンライト1列 (4色)	B		拡声装置 プロセニアムスピーカー サイドスピーカー マイク(6本) モニタースピーカー1セット (2台) エコーマシン (1台)
C		Bセットのほか フットライト(4回路) サスペンションライト(20台)			カセットデッキ CDプレーヤー MDプレーヤー } いずれか1台

舞台用設備・器具			照 明 器 具			音 響 器 具		
設備・器具名	数量	時間区分	器具名	数量	時間区分	器具名	数量	時間区分
音 響 反 射 板	1式		スポットライト1.5kw	台		マ イ ク	本	
オーケストラピット	1式		スポットライト1kw	台		ワイヤレスマイク	台	
指 揮 台	台		スポットライト0.5kw	台		三 点 吊 マ イ ク	1式	
指揮者用落舞台	台		ボーダーライト	回路		ステージスピーカー	1式	
演奏者用落舞台	台		フ ッ ト ラ イ ト	回路		モニタースピーカー	1式	
椅子	脚		ロアーホリゾンライト	1列		エ コ ー マ シ ン	台	
机	台		ピンスポット(1kw)	台		カ セ ッ ト デ ッ キ	台	
演台(花台を含む)	台		エフェクトマシン	台		C D プ レ ー ヤ ー	台	
司 会 台	台		ド ラ ム マ シ ン	台		M D プ レ ー ヤ ー	台	
サロイトボード	台		LED(ハットライト)	台		レコードプレーヤー	台	

名張市青少年センター施設利用許可書

〒

—

第 年 月 日

住所
団体名
氏名

様

指定管理者

印

年 月 日付で申請のあった施設の利用につき、許可します。

《利用施設》

利用年月日	年 月 日 (曜日)							
施設名 時間区分	ホール	舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサ ル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
9:00～12:00								
13:00～17:00								
18:00～22:00								
全 日								

《行事实施内容》

行 事 名										
日 程	1 回目	開 場	時	分	開 演	時	分	公演終了	時	分
	2 回目	開 場	時	分	開 演	時	分	公演終了	時	分
	3 回目	開 場	時	分	開 演	時	分	公演終了	時	分
入 場 料 等	有 無	前 売	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他			
			円	円	円	円	円			
		当 日	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他			
			円	円	円	円	円			
主催者名		※申請者以外に共催者がいる 場合はすべて記入								
問い合わせ先		(氏名)				(電話番号)				

《行事实施の組織表》

業 務 区 分		責 任 者 名	配置人員	担 当 業 務 の 内 容
行 事 運 営	総 括 本 部		人	各担当員の配備、指揮監督 出演者、来賓等の応接
	舞台準備進行		人	設営準備、進行、後片づけ、清掃
	楽屋(出演者)		人	出演者の整理、受付、応接、案内
	受 付 案 内		人	入場者の応対、受付、整理、案内
安全 対策	館 内 警 備		人	ホール内での飲食・喫煙・危険行為等の 防止、非常時の避難誘導
	駐 車 場 誘 導		人	一般来館者、関係者の駐車整理 (ガードマンの配備)
	館 外 整 理		人	来館者の館外整理 (入退場)

利 用 許 可 条 件	
-------------	--

名張市青少年センター設備器具利用許可書

第 号
年 月 日

〒 ー
住 所

団 体 名

氏 名 様

指定管理者 

年 月 日付で申請のあった設備器具の利用につき、許可します。

利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)
行 事 名	
利 用 設 備 器 具	設備器具の利用明細 (別紙) のとおり
利 用 許 可 条 件	

別紙

設 備 器 具 の 利 用 明 細

照 明 設 備			音 響 設 備		
区分	時間区分	セット内容	区分	時間区分	セット内容
A		ボーダーライト(8回路) スポットライト 1Kw (8台) シーリングライト(20台) フロントサイドライト(12台)	A		拡声装置 プロセニアムスピーカー サイドスピーカー マイク(2本) モニタースピーカー1セット (2台)
B		ボーダーライト(8回路) スポットライト1Kw (8台) シーリングライト(20台) フロントサイドライト(24台) アッパーホリゾンライト1列 (4色) ロアーホリゾンライト1列 (4色)	B		拡声装置 プロセニアムスピーカー サイドスピーカー マイク(6本) モニタースピーカー1セット (2台) エコーマシン (1台) カセットデッキ CDプレーヤー MDプレーヤー } いずれか1台
C		Bセットのほか フットライト(4回路) サスペンションライト(20台)			

舞 台 用 設 備 ・ 器 具			照 明 器 具			音 響 器 具		
設備・器具名	数量	時間区分	器具名	数量	時間区分	器具名	数量	時間区分
音 響 反 射 板	1式		スポットライト1.5kw	台		マ イ ク	本	
オーケストラピット	1式		スポットライト1kw	台		ワイヤレスマイク	台	
指 揮 台	台		スポットライト0.5kw	台		三 点 吊 マ イ ク	1式	
指揮者用踏面台	台		ボーダーライト	回路		ステージスピーカー	1式	
演奏者用踏面台	台		フットライト	回路		モニタースピーカー	1式	
椅子	脚		ロアーホリゾンライト	1列		エ コ ー マ シ ン	台	

机	台		ヒンズボット(1kw)	台		カセットアッキ	台	
演台(花台を含む)	台		エフェクトマシン	台		C Dプレーヤー	台	
司 会 台	台		ドラムマシン	台		M Dプレーヤー	台	
ホワイトボード	台		I T O(カッターラノト)	台		レコードプレーヤー	台	
黒 板	台		ストロボライト	台		マルチボックス8ch	台	
平 台	枚		波 マ シ ン	台		マルチケーブル	台	
所作台	1式		虹 マ シ ン	台				
仮設花道	1式		ミラーボール	台				
能 舞 台	1式		ストリップライト	台				
松 羽 目	1式		移動用平元ラノト100w	台				
竹 羽 目	1式		ドライアイスマシン	台				
金 屏 風	双		フ ォ グ マ シ ン	台				
緋 毛 せん	枚		フ ォ グ マ シ ン 液	cm				
長 座 ぶ と ん	枚					その他の設備器具		
上 敷	枚							
紅 白 幕	枚		ピアノ (調律別)			扇 風 機	台	
浅 黄 幕	枚					映写機(スクリーン共)	1式	
地 が す り	枚		ホール:スタインウェイ	1台		スクリーンのみ	1式	
紗 幕	枚		ホール:ヤマハCF	1台		シャワー室	1室	
めくり台	台		演習室:ヤマハJX	1台		持込器具利用電力	kw	

備考

- 1 時間区分欄には、利用時間が9時～12時は「ア」と、13時～17時は「イ」と、18時～22時は「ウ」と、全日は「全」と記入しています。
- 2 数量欄には、利用数量を記入しています。
- 3 照明器具欄の「フ ォ グ マ シ ン 液」の単位であるcmは専用容器での長さで、1cm当たり約50ccです。

名張市青少年センター施設利用変更・取消申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所
団体名
氏名
電話番号 () -

年 月 日付第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更・取消したいので申請します。

変更（取消）前

行 事 名										
利用年月日			年 月 日 (曜日)							
施設名 時間区分			ホール	舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
9:00～12:00										
13:00～17:00										
18:00～22:00										
全 日										
入 場 料 等	有	前 売	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他			
			円	円	円	円	円			
	無	当 日	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他			
			円	円	円	円	円			

備考 利用する施設名及び時間区分のあてはまるところに○印をつけてください。

変更後（取消の場合は、記入不要）

行 事 名									
利用年月日			年 月 日 (曜日)						
施設名 時間区分	ホール	舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサル室	楽屋(3)	音 楽 練習室	
	9:00～12:00								
	13:00～17:00								
	18:00～22:00								
	全 日								
入 場 料 等	有 無	前 売	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他		
			円	円	円	円	円		
		当 日	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他		
			円	円	円	円	円		

備考 利用する施設名及び時間区分のあてはまるところに○印をつけてください。

変更（取消）理由

添付書類

- 1. 施設利用許可書
- 2. その他参考となる資料

名張市青少年センター施設利用変更・取消許可書

第 年 月 日 号

〒 ー
住 所
団 体 名
氏 名 様

指定管理者 ㊞

年 月 日付で申請のあった施設の利用につき、下記のとおり変更・取消を許可します。

変更（取消）前

行 事 名									
利用年月日			年 月 日（ 曜日）						
施設名 時間区分	ホール		舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
	9:00～12:00								
	13:00～17:00								
	18:00～22:00								
	全 日								
入 場 料 等	有	前 売	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他		
			円	円	円	円	円		
	無	当 日	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他		
			円	円	円	円	円		

変更後（取消の場合は、記入不要）

行 事 名									
利用年月日			年 月 日（ 曜日）						
施設名 時間区分	ホール		舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
	9:00～12:00								
	13:00～17:00								
	18:00～22:00								
	全 日								
入 場 料 等	有	前 売	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他		
			円	円	円	円	円		
	無	当 日	一 般	高 校 生	中 学 生	小 学 生	幼児・その他		
			円	円	円	円	円		

変更（取消）理由

利用変更許可条件	
----------	--

名張市青少年センター利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

〒 ー
申 請 者 住 所

団 体 名

氏 名 印

電話番号 () ー

年 月 日に納付しました利用料金の還付を申請します。

利用年月日及び施設（取消前）

利用年月日	年 月 日 (曜日)							
施設名 時間区分	ホール	舞 台 の み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
9:00～12:00								
13:00～17:00								
18:00～22:00								
全 日								

備考 利用する施設名及び時間区分のあてはまるところに○印をつけてください。

既納付利用料金等

既納付利用料金	円
還付理由	
添付書類	名張市青少年センター利用許可変更・取消許可書（写し） 利用料金領収書 その他参考となる資料
還付申請額	円
振込口座	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所 預金種別（普通・当座） 口座番号 口座名義人 (フリガナ)

名張市青少年センター利用料金還付決定通知書

第 年 月 号 日

〒 ー 住 所

団 体 名

氏 名 様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった利用料金の還付については、次のとおり決定しましたので通知します。

利用年月日及び施設

利用年月日	年 月 日 (曜日)							
施設名 時間区分	ホール	舞 の 台 み	研修室	楽屋(1)	和 室	リハーサ ル室	楽屋(3)	音 楽 練習室
9:00～12:00								
13:00～17:00								
18:00～22:00								
全 日								

既納付利用料金等

既納付利用料金	円
還付申請額	円
還付決定額	円